財政局

(平成 22 年度)

監査結果(指摘事項)

改善措置

3 維持

(3) 苦竹駐屯地

市の普通財産に、陸上自衛隊苦竹駐屯地 の敷地として使用されている土地が含ま れている。

土地	場所	面積
自衛隊苦竹	宮城野区南	3, 515. 82
駐屯地	目舘 317-2	m²
	外 68 筆	

当該土地は昭和54年10月、市による市 有財産調査委の調査の結果判明した、登記 簿上仙台市名義の廃道となった土地であ り、陸上自衛隊が行政財産である駐屯地敷 地と一体利用している。

市の説明によると、当該土地と駐屯地西側の市道敷内の国有地との交換契約による解決を目指して、苦竹駐屯地を所管する東北防衛局との協議を進めていたが、平成19年度に合意間近となったところで、国有財産を総括する東北財務局より交換対象の国有地の範囲につき異論が出されて協議が中断し、見解の相違が解消されないまま現在に至っている、とのことである。

【現状の問題点(指摘)】

駐屯地敷地の一部とはいえ市の所有地であることに変わりはないものであるから、公有財産の維持管理としては不適切である。

また、当該土地の現況は市が国に対し使 用料相当額を寄付していることと同様の 経済効果を有することから、国等に対する 寄附の禁止を定めた地方公共団体の財政 の健全化に関する法律附則5条に抵触す る外観を有している。

【解決の方向性】

当該土地は自衛隊の駐屯地として使用 されており、市の財産として保有する必要 性に乏しいことから、国との協議により処 分等を図る。 市と国との間で協議を再開し、駐屯地の 敷地となっている当該市有地と駐屯地西 側に隣接する市道敷内等の国有地との等 価交換を基本に協議を進めてきた。交換の 対象となる国有地の範囲についての認識 の相違などにより協議は長期化したが、令 和3年2月24日に両土地の等価交換契約 を締結した。

これにより、現在、駐屯地内の市有地は国有地となっている。